

行政書士しずおか

No.278

2015年新春号



- 新年のご挨拶
- 写真コンクール入選作品発表
- 平成26年度行政懇談会



静岡県行政書士会

第19回 写真コンクール入選作品

会長賞



「あれっ！ヒツジ？」

静岡支部 前田芳秀 会員

CONTENTS



題名「水路」 F 80号油彩

近江商人発祥の地というフレーズに惹かれ東海道線に揺られ降り立った街。満開のハナミズキの花に彩られ、琵琶湖の疎水に沿って今も佇む繁栄の名残。出展したこの絵を見られて何を思われたのか、「譲ってほしい」とわざわざ訪ねてこられた方が居られましたが、未熟さの恥ずかしさと、何所かに想い入れがあって、その時譲れませんでした。

作者 小池晴伸（西遠支部）

| | |
|---------------------|--------------------------------|
| 新年のご挨拶 | 静岡県行政書士会会長 岸本 敏和……2 |
| | 静岡県知事 川勝 平太……3 |
| | 静岡県議会議長 多家 一彦……4 |
| | 静岡県行政書士会常任相談役・静岡県議会議員 池谷 晴一……5 |
| 平成26年度行政懇談会 | 6 |
| 平成26年度行政書士試験の実施報告 | 18 |
| 平成26年度広報月間の実施報告 | 19 |
| 平成27年静岡県行政書士会賀詞交歓会 | 20 |
| 日本行政書士会連合会臨時総会 | 21 |
| 特定行政書士について | |
| 活 動 報 告 | 30 |
| 投 稿 | |
| JA年金友の会ツアー | 富士宮支部 保坂 昭秀……32 |
| 本能寺異聞 | 静岡支部 佐藤 吉男……33 |
| 著作権授業 | 西遠支部 小淵 直行……35 |
| 掲 示 板 | 36 |
| 会員の動静 | 37 |
| 会議議事内容 | 40 |
| 会 務 録 | 47 |
| Living room「夏の終わりに」 | 会長 岸本 敏和……51 |
| つぶやき・編集後記 | 52 |
| 写真コンクール入選発表 | 表紙裏 |



次世代定礎の年として

静岡県行政書士会会長 きし もと とし かず
岸 本 敏 和

謹賀新年 旧年中は、静岡県行政書士会の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、本誌面をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、広島県・長野県等で発生した豪雨による土砂災害、秋日和の休日に突如襲った御嶽山の噴火等平穏な日常生活を突如破壊されるような自然災害が多発した年でもありました。また経済に眼を移せば消費税率の上昇から消費が停滞したり、アベノミクスによる経済効果は中小企業には依然として実感できない年でもあり、政治の世界では原発再稼働の是非や米軍基地の移設問題さらには集団的自衛権の行使容認に関する閣議決定等々先行きが不透明な年でもありました。

しかし、一方で私ども行政書士会にとっては行政書士法が改正され、悲願であった行政不服の申立に関する代理権を確保することができました。3年越しに及ぶこの法改正は、与党をはじめとして野党までの超党派に亘る政治活動並びに関係各位の弛まない改正活動の賜物であり、あらためて関係各位に謝辞を申し上げたいと存じます。今年、この改正を受けて行政不服申立の代理権を行使することのできる“特定行政書士”をより多く輩出することが、日本行政書士会連合会並びに我が会にとっても最重要な課題であり、総力を挙げてこれに取り組んで参る所存でございます。

さて我が会は、昨年年頭に掲げた「さらなる時代を目指して」を旗印に、行政書士の地位確保のために「行政書士法遵守の市町における議員請願活動」「大規模災害発生時の支援協定締結」は元より官民受託業務の拡大検討や中小企業支援の拡充に邁進してきました。当然の事ながらこれらの諸活動は継続しなければなりません、概ねではありますが成就しつつある段階にきていると思います。また、私が会長職に就いたときから実践した組織再編は、数々の検証を重ね、それぞれの部署等の適否を検証して参りました。そして現在は、改良を加えるもの、新たに創るもの、削減するもの等々を協議し、それらの検証を踏まえつつ、更に組織再編の基礎固めをすると同時に、本年は、会員歴の浅い会員並びに若年層の会員が意見を述べられるような制度作りを構築して行きたいと考えております。新しい考え方、ものの見方等々異なる視点からの意見を取入れることのできるような制度を構築し、次世代を担う会員の養成・拡充に取り組むために、「次世代定礎の年として」をスローガンに掲げ、取り組んで参る所存でございます。今年、役員改選の年でもございますので、任期満了まで役員は、全力投球でこのスローガン実現のために邁進する所存でございます。

どうぞ会員の皆様をはじめとしまして関係各位の皆様方のご協力・ご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びにあたり、本年が皆様にとりまして穏やかで健やかな年になりますことを衷心よりご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



年頭のご挨拶

静岡県知事 川 勝 平 太

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年4月、県では、新たな総合計画「後期アクションプラン」をスタートさせました。日本の国土のシンボルである富士山から導かれる多様な価値に立脚し、各人が個性を発揮して、美を重んじ、和を尊び、物心ともに豊かで品格ある社会、富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりの総仕上げを着実に進め、「県民幸福度の最大化」を目指してまいります。

今、地方創生が重要な課題となっていますが、本県では、国に先駆け、大規模地震への万全の備え、防災・減災と地域成長の両立を目指す「内陸のフロンティア」を拓く取組、人口減少社会への挑戦、新成長産業の育成と雇用創造など、安全・安心で魅力ある地域づくりに取り組んでいます。

本県は、世界遺産・富士山や、世界農業遺産の茶草場農法、ユネスコエコパークの南アルプス、世界ジオパークを目指す伊豆半島、世界文化遺産候補の韮山反射炉など、世界水準の「場の力」に恵まれた地域です。また、日本一を誇る食材やお茶、美しく咲き誇る花々、豊かな森林や水、全国トップの日照条件など、「食の都」「茶の都」「花の都」「森林の都」「水の都」「太陽の都」と呼ぶにふさわしい中心性を持つ地域です。

“ふじのくに”静岡県には、こうした世界水準の「場の力」を最大限に活用し、その中心性を自覚しながら、ポスト東京時代を拓く我が国の新しい顔として、世界に飛躍していくことが大いに期待されます。

その先駆けとして、今年は「家康公四百年祭」が開催されます。戦乱の世を天下泰平の世に変え、文化の力、「学問立国」の構築により「パクス・トクガワーナ（徳川の平和）」を実現した、その御遺徳と歴史的意義を国内外に発信し、家康公ゆかりの地・静岡をアピールしてまいります。

県では、2016年主要国首脳会議（サミット）の本県開催を目指しています。先進国の首脳が一堂に会する世界最高峰の会議の開催は、高い経済効果に加え、この地域の存在を未来の世代に伝える絶好の機会になるでしょう。また、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京五輪の開催に向けて、開催会場や合宿地の誘致を進めています。ロンドン五輪でのカルチュラル・オリンピアドの成功に倣い、文化的なイベントを各地で展開するなど、スポーツ振興のみならず、文化、観光、産業の幅広い分野で交流を進展させ、地域活性化につなげてまいります。

今年一年が、本県が富士山のように人々の憧れを集め、「世界の中の“ふじのくに”」にふさわしい魅力ある地域として発展し、世界に羽ばたく幕開けの年となるよう、全力を傾注してまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、今年一年間の皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げまして、新年の御挨拶といたします。



年頭のご挨拶

静岡県議会議員長 た が かず ひこ
多 家 一 彦

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。年頭にあたり、みなさまにとってすばらしい一年となりますよう、心よりお祈りいたします。

さて、私たち日本人は、春夏秋冬の移ろいを細やかな心情でとらえ、自然や風景、行事や風習を豊かなことばで多彩に表現してまいりました。中でも1月は正月ならではの行事やしきたりが多く伝わっており、ことばにも新年に対する特別な思いが託されていることを強く感じます。

例えば、空は昨日も今日も変わりはないはずですが、とりわけ元日の晴れ渡った大空はめでたく、新鮮で清々しく感じるものです。こうした気持ちから「初空」ということばが生まれたのでしょうか。また、元日の朝、日が昇ってくる東の空を「初東雲はつしのめ」、日の出寸前に空が茜色に染まることを「初茜」と呼び、やがて昇ってくる「初日の出」を尊く有難いものとして拝む姿から、「初空」に気持ちを新たにしている日本人ならではの自然崇拜の考え方が伺えます。

年の初めを寿ぎ、県民のみなさまの開運と幸福を願ひまして、私ども県議会といたしましても、くらしの安全・安心と持続的な経済成長をもたらす施策の推進のため、気持ちも新たに全力で取り組んでまいり所存でございます。静岡県行政書士会の皆様にも、さらなる知識の修得や実務の研鑽に努められ、県民の生活に密着した法務サービスを提供していただくことにより、県民と行政とをつなぐ懸け橋として、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、静岡県行政書士会の益々の御発展と、会員のみなさまの御健勝、御多幸を祈念いたしますとともに、県議会に対する変わらぬ御支援、御協力をお願い申し上げます。



年 頭 挨拶

静岡県行政書士会常任相談役
静岡県議会議員 いげ や せい いち 池 谷 晴 一

新年明けましておめでとうございます。

旧年中には皆様大変お世話になり、厚くお礼申し上げます。

本年が、皆様にとって素晴らしい年であることをご祈念申し上げます。

さて、日本は、少子高齢化社会となり、更に人口減少、高齢化が進んでいく、という状況になりました。

2040年には、全国で896の自治体が消滅する可能性がある、という推計も発表されたところであります。

また、社会生活におきましては、円安による物価上昇、実質賃金や年金の目減り等が進み、県民生活は更に厳しさを増していくことが予想されます。

このような状況の中、本年から平成29年までの4年間の具体的な取組を示す静岡県総合計画「後期アクションプラン」がスタートしました。

副題は、「ポスト東京時代の日本の理想郷を創る」となっています。

これは、東京を真似る時代から脱却し、静岡ならではの特色を活かした地域づくりを進める、というもので、東京を中心とした中央集権体制から、地方が自立して新時代を拓く時代への幕開けとなるプランです。

川勝知事は、このプランにより、「住んで良し」「訪れて良し」「学んで良し」「働いて良し」「産んで良し」「育てて良し」の理想郷づくりを目指しますが、一方、県民が抱える行政課題は、例年開催される県議と行政書士との行政懇談会のテーマのとおり限りなく存在しています。

現在、全ての地方自治体において行政改革を推進している状況にありますが、行政と県民を結ぶパイプ役であり、行政機関への提出書類作りのプロである行政書士の役割は、益々増大していくことは間違いありません。

私は、行政書士であり、また、県議会議員でもありますので、これからも、行政書士の皆様が抱える課題をしっかりと把握し、県政に反映して県民の皆様の期待に応えるとともに、皆様が働きやすい環境整備を図るため、精一杯努力して参りますので、よろしく願いいたします。

結びに、静岡県行政書士会の益々のご発展をお祈り申し上げますとともに、会員の皆様方の更なるご健勝、ご多幸を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

静岡県行政書士会平成26年度行政懇談会

第1分科会報告書

日時 平成26年9月25日(休) 午後2時00分～午後4時50分

場所 ホテルセンチュリー静岡4階「クリスタルルーム」

出席者 静岡県議会総務委員会

委員長 竹内良訓議員（浜松市中区）

委員 森竹治郎議員（下田市・賀茂郡）、相坂摂治議員（静岡市駿河区）、佐野愛子議員（藤枝市）、
渥美泰一議員（浜松市浜北区）

静岡県経営管理部総務局法務文書課

主幹兼副班長 吉野正人様、主査 芹澤充則様

静岡県行政書士会

座長 平岡康弘副会長

サブ 鈴木晃常任理事

書記 大塩博喜理事（静岡）

正副支部長 大川潤一（静岡）、森崎健志（志太）、内山 亮（西遠）、内山 篤（西遠）

報告内容

テーマ1 県内各市町に対する行政書士法遵守請願状況報告ならびに平成4年県議会請願採択の再確認及び県内各市町との大規模災害支援協定の報告について

① 請願について

懇談の趣旨

現在各市町に対する請願は10市町で採択済みで9月議会において7市町にて請願審議が予定されている状況です。今後請願が採択されていない市町に対しても請願活動をしていく計画ですので県会議員の皆様に協力を要請。

なお、請願が採択された浜松市では文書行政課より総務部長名で「行政書士法の趣旨の理解及び遵守の徹底による窓口業務の適正化について（通知）」を各課に配布していただきました。又行政書士が書類を提出する窓口には窓口表示板を作成すると共に設置を行っている旨報告。

回答や意見

- 1) 請願は議会ですがその後の行動が必要ではないか。
- 2) 周知のため行政書士名簿を窓口に掲示してはどうか。
- 3) 広報紙などを活用できないか。
- 4) 静岡県に対して再度請願はできないものか。
- 5) 窓口受付簿を設置する等ルール化したらどうか。

結 論

県議会でも再度請願が出来るか、県の担当課に確認し、今後の方針を検討する。

② 大規模災害支援協定について

懇談の趣旨

現在17市町と災害支援協定を結んでいます。県下全市町との協定締結を目指しているため各県議員による市町への働きかけ協力を要請。

結 論

災害支援協定書のサンプルを議会の方に頂きたい旨申出があったので、提出するよう了解。

テーマ2 静岡県の行財政確信戦略会議ならびにBCP（事業継続計画）への行政書士の登用について

懇談の趣旨

静岡県に設置された「ふじのくに行財政革新戦略会議委員」「静岡県行財政推進委員会委員」に静岡県が施策を推し進めるにあたり、行政分野の専門家である行政書士を登用してもらいたい。

回答や意見

- ① 静岡県行財政革新戦略会議のメンバーについて調査してみます。
- ② 県に対して登用についてのメリットをアピールしてみてもどうか。
- ③ 県職員との意見交換会の場を設定してみたらどうか。

結 論

委員会で質問を検討。

テーマ3 行政書士懲戒処分の基準制定について

懇談の趣旨

会員の違反行為の詳細な処分規定である「行政書士および行政書士法人に係る懲戒処分処理要綱」を設けて頂けないかと前年に引き続き要望。

結 論

来年度中を目標に作業を進めている。

第2分科会報告書

日 時 平成26年9月25日(木) 午後2時00分～午後4時50分

場 所 ホテルセンチュリー静岡4階「クリスタルルーム」

出席者 静岡県議会企画文化観光委員会

委員長 和田篤夫議員（御殿場市・駿東郡北部）

副委員長 土屋源由議員（伊豆の国市）

委 員 四本康久議員（富士宮市）、増田享大議員（掛川市）

静岡県行政書士会

座 長 後藤博行副会長

書 記 小山敦史理事

正副支部長 遠藤正道（田方）、河野洋昭（三島）、谷口民衛（御殿場）、佐野竹司（富士宮）、杉本和也（沼津）

報告内容

テーマ1 県内観光産業の活性化と外国人旅行者の県内誘致に関する行政書士の関わりについて

懇談の要旨

地域経済の活性化を図るには観光産業に力を入れることでその解決の道が得られるものと考えられます。富士山静岡空港が開港してから国内はもとより韓国、台湾、中国とのアクセスも便利になりました。県内には富士山を始めとした観光資源が豊富にあり、その魅力を如何にPRし、多くの外国人観光客に来ていただくかが大きな課題となります。

観光客が増えれば、バス、タクシーなどの運輸業、旅行業、旅館業、飲食店などの産業が潤い、更にはあらゆる分野にも波及して参ります。私ども行政書士はこれらの分野の許認可、届出等を業務として行ってい

るので、是非私どもの利活用の推進をお願いいたします。

回答や意見

県内の観光地には中国や台湾など海外からの多くのツアー客が来られているが、ツアーについては旅行業者が関与している為、行政書士会としても各地の観光協会や旅行業者などと連携をされて、勉強会などを開いて行政書士の業務に付いて知っていただく機会を設けては如何でしょうか。

結 論

今後、当会としても各地の観光協会や市町の観光課とも連携し、行政書士の業務に付いて知っていただく機会を設け、行政書士の利活用に繋げて行きたい。

テーマ2 県内在住の留学生及び外国人の就労支援等について

懇談の要旨

グローバル化により県内から海外に進出し、事業展開を行う企業が増えている中、その国の言語が話せて、なおかつ業務に必要な専門知識を持った外国人スタッフの力がどうしても必要となります。取り分け日本の本社若しくは支社に籍を置き出張ベースで現地とを行き来する場合、日本での就労の為の在留資格が必要となります。就労の在留資格を取得する際、入管での厳しい審査があり、立証書面の提出など専門的な知識が必要となります。

現在、静岡県行政書士会は静岡県留学生支援ネットワークと連携協定を結び、同ネットワーク加盟校にて入管手続に精通した行政書士が中心となり、就労ビザの出張説明会及び相談会を実施したり、月に一度当会の会館で相談会を行ったりと様々な支援活動を留学生に対して行っております。その支援の範囲を県内在住の一般外国人まで広げて全ての外国人に対してサポートすることにより県内企業の人材確保の一助になればと考える次第です。

県内在住の外国人の方や関連団体に対して当会がこの様な就労支援を行っていることを広めて頂ける様要望いたします。

回答や意見

静岡県行政書士会として具体的にどのような就労支援が可能かを聞かせていただきたい。当会としては行政書士が就労ビザ（在留資格）の申請を実際行うことが就労支援の柱であると考えます。また相談業務などを通じて申請に至までの道筋や就労先の業種などについてのアドバイスも行います。

県内には外資系のゴルフ場があり主に外国人の方が利用するため外国人の職員を置いている。これから新たに企業に働きかけることも大事であるが、この様に外国人を雇用している既存の企業もあるのでその様な所にも就労支援の働きかけをされるのも有効手段の一つでは。

結 論

県、企業と一緒に留学生の就労支援を進めて行きたい。

テーマ3 留学生ネットワークの利活用の強化について

懇談の要旨

静岡県留学生支援ネットワークは次年度から「公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム」へ統合されますが、この統合により県、大学、企業の連携がスムーズとなり支援体制の強化が見込まれます。

県内の大学に多くの留学生が来ていただくことにより、卒業後は県内の企業に就職し、その企業は海外とのビジネスを一層強化し、更には商談や視察旅行等で海外のビジネスパートナーに県内に来ていただくといった様に部分的でなく総体的に県内の活性化が期待できます。

県内の大学や企業に是非このコンソーシアムへの参加を呼びかけていただき、県一丸となって地方経済の発展を成し遂げで参りたいのでご尽力よろしくをお願いいたします。

回答や意見

特に優秀な留学生は企業からも引く手あまたなので、県、企業が一体となって県内に就職していただける

よう支援を進めて行くことが地方経済の発展の意味からも重要では。

結 論

県内の留学生の出来るだけ多くの方が県内の企業に就職していただけるよう、産、学、官が一体となって留学生の就労支援を行っていききたい。

第3分科会報告書

日 時 平成26年9月25日(木) 午後2時00分～午後4時50分

場 所 ホテルセンチュリー静岡4階「クリスタルルーム」

出席者 静岡県議会くらし環境委員会

委員長 高田泰久議員（駿東郡南部）

副委員長 佐地茂人議員（静岡市駿河区）

委 員 池谷晴一議員（御殿場市・駿東郡北部）、伊藤育子議員（島田市・榛原郡北部）

静岡県行政書士会

座 長 児島良孝常任理事

サ ブ 中里龍彦常任理事

書 記 桜井俊文理事

正副支部長 瀬川 宏（三島）、飯塚 晃（富士）、秋山ひとみ（志太）、松浦富雄（島田）、
原田重紀（清水）、山本恭彦（三島）、鈴木幹久（中遠）

委員会 池田眞明（清水）

報告内容

テーマ1 産業廃棄物処理業許可関係の標準事務処理期間について

懇談の要旨

処分業の審査処理に時間がかかっている事について、現状を説明し、我々の考える原因と我々行政書士が協力できる事を述べた。静岡県の廃棄物リサイクル課担当者と各健康福祉センター担当者、業者、行政書士の意思疎通の場が無いことが一番の問題であると本会が考えている事を理解していただき、日々許可申請書作成に携わる行政書士と静岡県担当者と意見交換ができる場を設けていただき、その結果を事務取扱要領改訂の参考として、審査がスムーズに進む事に協力したい事を要望するものです。

回答や意見

県担当者とコミュニケーションをとることが大事である。いきすぎた行政指導は間違っている。

結 論

今後引き続き県担当部署には、意見交換会の開催を要望していく。顧問の先生方にお力添えをいただきたい。

テーマ2 産業廃棄物収集運搬業許可における積替保管行為の取扱いについて（石綿含有を認めてほしい）

懇談の要旨

積替保管許可が静岡県では認められていないことを、他県・政令市の状況を踏まえて説明した。完全に積替保管を認めることは静岡県の置かれている状況から無理であることは昨年の懇談会でも指摘があり、その点は了解しているが、石綿含有廃棄物について積替保管を認めないことは、逆に不法な保管を増やすことにつながることを行政書士が日頃業者と接している中で感じていることを説明し、自然環境保全の為にも、石綿含有廃棄物の積替保管を認めるように静岡県に働きかけていただけるようお願いした。

回答や意見

建設廃材全体への要望なのかそれとも石綿含有に限るのかをはっきりさせたい。静岡県の廃棄物現状を考

えると、やむ無しの面もあるのでは。

結 論

石綿含有廃棄物の積替保管実現に県担当部署に働きかけていただく。

テーマ3 産業廃棄物処理業の申請書に添付する企業診断書について

懇談の要旨

他県・政令市の状況を連合会の資料を基に説明した。収集運搬業のみの業者と処分業者との違いを説明し、収集運搬業者の負担を軽減していただけるようお願いした。

回答や意見

特になし

結 論

今後も引き続き要望していく。

テーマ4 しずおか防犯まちづくり県民会議に静岡県行政書士会を参画させることについて

懇談の要旨

どうして今まで行政書士会がメンバーになっていなかったのかが不思議だとのこと意見をいただき、早速県に働きかけていただけるようになった。

回答や意見

早速県の部署に要請する。

結 論

すぐに働きかけていただける。

第4分科会報告書

日 時 平成26年9月25日(休) 午後2時00分～午後4時50分

場 所 ホテルセンチュリー静岡4階「クリスタルルーム」

出席者 静岡県議会厚生委員会

委員長 橋本一実議員（熱海市）

副委員長 鳥澤由克議員（裾野市）、宮城也寸志議員（菊川市）

委 員 吉川雄二議員（富士宮市）、小長井由雄議員（静岡市葵区）、鈴木 智議員（静岡市駿河区）

静岡県行政書士会

座 長 市川未男副会長（裾野）

サ ブ 中山正道常任理事（掛川）

書 記 神木俊典理事（熱海）

正副支部長 岩本信幸（熱海）、大谷信明（裾野）、平下守男（富士宮）、石上忠弘（静岡）、

成瀬記言（西遠）

報告内容

テーマ1 医療施設等開業申請に関する審査に関する県保健所の対応について

懇談の要旨

昨今のHPには医療施設開業支援という業務内容での掲載が多く見受けられる。

特に病院と関連のある企業などは開業手続から支援をして、その病院を抱え込んでしまえば様々な利益誘導が可能となることから、営業の社員などが本人申請という形を取って代行しているのではないかという疑義がある。本人申請という形であっても反復継続すれば業となり、行政書士法に抵触するものと考えていま

す。ついては、保健所への申請の際の窓口職員に申請者のチェック強化と保健所申請窓口への本会表示板の設置の徹底を再度要請いたします。

回答や意見

県内の保健所によっても対応の温度差がある。

保健所の職員が申請者のチェックをすることはなかなか難しい。

本会としては本人のチェックを窓口で徹底して頂きたい。特に職員には行政書士の専管業務であるという認識をもって対応頂けるよう希望したい。

以前と比較して医療法人申請で県との繋がりが薄れてしまった。このことについても県と本会とのパイプを確かなものとして行きたい。

結 論

本会でももう少し踏み込んだ資料を提供するとともに、県議会厚生委員会で議題として取り上げていただく。

テーマ2 認知介護者増加時代における成年後見制度推進のための行政書士（コスモス静岡）の活用による行政とのタイアップについて

懇談の要旨

認知介護者の増加による社会情勢下では成年後見制度の活用がますます必要不可欠な状況になってきています。静岡県行政書士会では平成25年3月に（一社）コスモス成年後見サポートセンター静岡県支部「コスモス静岡」を社会貢献の一環として設立し、活動を始めております。成年後見人が必要とされ、その体制確立が急務となっており、行政の財政的なバックアップやコスモス静岡（静岡県行政書士会）などの専門知識を備えた団体を様々な場面で積極的に活用して頂き、成年後見制度の推進にご尽力頂けるよう要望いたします。

具体策

- ① 成年後見人の報酬の助成制度の策定
- ② 市民後見人養成講座等への講師としての登用、参画による後見人拡大活動の推進
- ③ 家庭裁判所への成年後見申立書への関与したものを後見人から排除する制度の緩和

回答や意見

現在①について、一部の自治体（浜松市）に助成制度あり。成年後見制度を必要とする人の中には社会的弱者も多く含まれており、経済的な理由から後見人等への報酬が支払えず利用できないケースが数多く見受けられる。助成制度の設置・拡充を静岡県及び各市町へ働きかけをお願いいたします。

昔に比べ家族体系も変化し、成年後見制度が必要に迫られている。

農協（JA）では介護など地域でサポートしている。③については行政として家裁（司法）に要請することは難しい。対応するとすれば意見書という形なら可能かもしれない。

職業後見人が不足している現状を適切に判断し、家裁にも後見人登用の門戸を広げていただきたいものです。

結 論

コスモス静岡の詳しい資料等を厚生委員会へ提供する。県担当部局からの回答もあるが、これが全てではない。厚生委員会の方で引続き取り上げていただく。家裁への要請に対しては何らかの方法を模索していく。

第5分科会報告書

日 時 平成26年9月25日(木) 午後2時00分～午後4時50分

場 所 ホテルセンチュリー静岡4階「クリスタルルーム」

出席者 静岡県議会産業委員会

委員長 大池幸男議員（島田市・榛原郡北部）

副委員長 東堂陽一議員（掛川市）

委員 天野一議員（静岡市葵区）、渡瀬典幸議員（袋井市・周智郡）、三ツ谷金秋議員（磐田市）、
中谷多加二議員（浜松市天竜区）

静岡県行政書士会

座長 日内地孝夫常任理事（西遠）、岩瀬喜臣副会長（静岡）

書記 藤田和久理事（西遠）、中津川浩淳（富士宮）

正副支部長 土田 哲（田方）、川口 修（沼津）、西村陽子（静岡）、森 博士（島田）、
小林純一（掛川）、塩崎宏晃（西遠）

委員会 佐田雅彦理事（西遠）、森川美佳（清水）

報告事項

テーマ1 平成25年度テーマとして提示した静岡県東部地区で展開する「ふじのくに先端医療総合特区」並びに「富士山麓ファルマバレー」構想の進捗状況確認について

懇談の要旨

具体的な事業推進状況について、法律的な緩和等を対象とした協議が行われる予定の有無について、特に新規参入企業の立地にあたり市街化調整区域での農振法・農地法のハードルの高さへのバックアップができるものかどうか。

回答・意見

ふじのくに先端医療総合特区について、規制緩和、財政支援、金融支援について国から支援を得ている。規制緩和については、医療機器等の製造販売業許可における資格要件の緩和等が認められた。

財政支援については、医療機器開発経費として、3年間で約10億円の国からの支援を受けている。

金融支援については、融資額約6億円に対する利子補給の支援を受けている。

今後も、企業等から新たな規制緩和の要望提案があれば国との協議を行っていく。

ファルマバレープロジェクト全体については、平成23年の総合特区、平成25年の地域イノベーション戦略推進地域への指定など、国からの支援も有効に活用して推進しており、本県の医療機器、医薬品の合計生産金額も平成24年に初めて1兆円を超え、3年連続で全国1位となるとともに、プロジェクトによる製品化件数も累積で70件を超えるなど、順調に推移している。

現在、更なるプロジェクトの躍進を目的として、旧長泉高校跡地を活用し、平成27年度末の完成を目指した新たな拠点施設の整備を進めている。

調整区域内の新規企業の立地にあたり農振法・農地法については規制緩和が課題である。

結論

医療総合特区及びファルマバレープロジェクトについて成果があり、順調に推移している状況であるが、新規企業立地の課題である農振法・農地法等の問題は、土地利用の大きな課題として共通の認識であることを確認した。

テーマ2 内陸フロンティア構想に基づく優良田園住宅建設事業の推進について

懇談の要旨

三島市で実施している優良田園住宅建設事業は、市街化調整区域内の未利用農地や山林等の現在の都市計画では建築できない区域における民間主導の宅地開発事業であり、人口流出や地域の活性化を図ると共に、世代交代に伴う放棄農地等に再利用を図る目的があると思われる。全県下で抱える課題の解決策の一つとしての推進できるものかどうか。

回答・意見

三島市において、内陸フロンティアを拓く総合特区に位置づけられている「ゆとりある田園居住区整備促進事業」を、優良田園住宅制度を活用して実施することになった。

優良田園住宅制度を活用する県内初の事業であることから、県は全面的に協力することとし、昨年度、優良田園住宅制度活用マニュアルを策定した。

その中で、三島市の計画地区をモデル事業として可能性調査を実施し、基本方針の策定に向けバックアップをした。

法律により「市町村は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない」とされており、三島市は告示により基本方針の公表を行った。

県では、本年度、市町に対しマニュアルを活用し事業紹介をするとともに、事業者への制度概要の説明を行い、制度の普及を図っている。

結 論

マニュアルの入手が可能かどうかの確認ができ、後日あらためて受け取ることとした。

テーマ3 6次産業化支援体制における行政書士の利活用について

懇談の要旨

県からの情報のご提供等ご支援と県の支援体制における支援機関として「行政書士」を利活用して頂けるよう我々行政書士が支援の一翼を担うことが可能となるよう要望するものです。

回答・意見

- ① 県は、平成26年4月に「6次産業化サポートセンター」を設置し、事業計画の策定から実現まで総合的に支援を行っている。
- ② 6次産業化に取り組む様々な段階で、補助金や融資の申請、官公庁への許認可といった各種手続きについて、事業者のニーズに応じて行政書士に情報提供していく予定である。
- ③ 静岡県行政書士会とは、講習会での情報提供など、同会の6次産業化開発プロジェクトチームの活動への協力を行っており、引き続き連携を図っていく。

結 論

行政書士が県のサポート支援体制の中の支援機関として組み入れていただけるよう働き掛けをしてくださるとのご返事をいただいた。

テーマ4 静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例 第5条の“自らの知的資産活用”について具体的支援方法の検討について

懇談の要旨

今回の条例は、理念の条例なので、今後は具体的な支援方法として京都の「知恵の経営」実践モデルのような知的資産を活用した中小企業に対する具体的な支援策を策定していただきたい。

静岡県においては、ものづくりの企業に対する支援は充実しているが、それ以外の中小企業も支援していただけるような具体的な施策をお願いしたい。

回答・意見

行政に対しては、知的資産に関する認識を正すように指導。委員会の中では継続して検討していく。京都を参考にして具体的施策を考えていく。

結 論

今後、京都を参考に具体的施策を考えていく

テーマ5 経営革新承認申請及び補助金申請における行政書士の利活用について

懇談の要旨

- ① 補助金業務について

静岡県行政書士会は中小企業を支援するため、業務開発を行っている。

② 経営革新について

行政書士は顧客である中小企業から直接相談を受けることができる。また、振興財団の制度として専門家派遣があるが、専門家として行政書士が登録していく予定。

③ 経営革新計画の承認企業への補助金交付決定後の支援について

補助金決定後に中小企業が抱える事務手続きについて、その他の支援機関である金融機関等の支援ができていないのが現状なので、行政書士の利活用をお願いしたい。

④ 経営革新計画の承認後の企業の支援について

行政書士は一般の方が承認後の事業実施段階での助言・アドバイスをすることができる。行政書士の利活用をしやすくするために専門家派遣の回数を拡充していただきたい。

⑤ 非行政書士の書類作成について

中小企業診断士や金融機関が申請書の作成までしてしまっている。

また、私たちは、補助金が実際に支払われるまでお手伝いできるので、県としても作業量が減るのではないかと。

回答・意見

他団体（振興財団）の事では、協力はできないが、県の出先機関であれば極力働きかけはする。

非行政書士の書類作成に関しては、文書で要望されているものは委員会としても働きかける努力はする。

結 論

委員会として働きかけていく

第 6 分科会報告書

日 時 平成26年 9 月25日(休) 午後 2 時00分～午後 4 時50分

場 所 ホテルセンチュリー静岡 4 階「クリスタルルーム」

出席者 静岡県議会建設委員会

委員長 仁科喜世志議員（田方郡）

副委員長 曳田 卓議員（沼津市）、鈴木澄美議員（富士市）、

委 員 中澤通訓議員（静岡市清水区）、岡本 護議員（浜松市中区）、鈴木洋佑議員（浜松市西区）

静岡県行政書士会

座 長 五條義人常任理事（島田）

サ ブ 月見里和夫副会長（清水）

書 記 梅原勤一理事（志太）、福島功斗至委員（静岡）

正副支部長 鈴木 亨（伊東）、太田伊彦（富士）、鈴木 淳（富士）、古本博巳（清水）、

石切山通夫（清水）、諸田 薫（静岡）、福田美奈子（榛原）

委員会 藤井正春理事（伊東）、市原 誠理事（沼津）

テーマ 1 静岡県建設業審議会委員への行政書士の登用について

懇談の要旨

静岡県建設業審議会は学識経験者、建設工事の需要者、建設業者、関係各庁職員の計17名で構成され、おおむね年 2 回開催されているようです。平成23年 2 月 3 日に 7 年ぶりに開催された当初は、静岡県における建設業の現状、建設業界からのプレゼンテーションなど活発な審議が成されていることが議事録で分かりますが、平成24年 2 月以降は中央建設業審議会の審議事項に沿ったものとなっており、本来審議会は静岡県地方建設産業の喫緊の課題を審議し、知事に答申を行い建設行政に生かすことを目的に設置したものと考えますが、現状はやや形骸化しているように感じられます。

昨年度も行政書士の登用を建設委員会の県議会議員の皆様にご要望させていただき、平成25年 9 月定例会建

設委員会にて県側に質問をしてくださいましたが、残念ながら行政書士とは手続きを代行することを業としていて、間接的に建設業界について知る立場にあるということだけで、条例に規定する委員の分類には該当し難いとの県答弁でありました。私達行政書士は日常業務において中小建設業者と深く接する機会が多く、単なる書類作成のみではなく、経営についての相談事、地方地自体に対する意見を言う代弁者をも求められる事があります。行政書士が建設業審議会の委員に登用されれば審議会の活性化、建設行政において何が課題でどのようにすることが望ましいかの提言や提案ができ、県建設行政の発展に寄与できるものとする次第です。

回答・意見

建設業審議会の設置の意義を再確認して、今後とも必要であると考えられる場合であれば、建設業委員会
で検討して行政書士の登用の提言を行っていく。

また、行政書士が委員として登用されたとしても、審議会が革新的でなく県民の声を反映させることができないならば、ワーキンググループのようなものの立上げを行政書士会側から県に提言し、県民の声（意見・要望）を県政に提言する機会を設けた方がもっと良いのではと考えます。

結 論

建設業審議会の現状を鑑み、委員への登用に固執せず、県担当課との情報交換の場としてワーキンググループの設置を提言した方がより良いのではと考えます。

テーマ2 県道における道路内民地調査業務の行政書士会への委託について

懇談の要旨

現在、静岡市においては約1万ヶ所の道路内に民地が存在しているとされており、全国でも多数存在しております。行政書士会では、静岡市と道路内の土地贈与意思確認等業務委託契約を締結しており、葵区、駿河区、清水区にそれぞれ1名の担当者を配置して遂行しております。過去の経緯で静岡市と地権者との間で贈与契約があったとの事ではありますが、現在は権利関係が不明のようです。他土業を見ても、当該土地の位置・現状確認作業や自地体の意見を使者として伝えるという地権者への対応は、行政書士が適任ではないかと考えております。

静岡県行政書士会では、県の道路内民地土地贈与意思確認等の業務委託を目指しております。そこで、県の用地課へ県道に民地が存在しているのかどうかのデータを開示していただけるよう、顧問県議の皆様にご協力を賜りたくお願いする次第です。

回答・意見

今回の件について、県土木課では余り協力的ではない印象を受けている。国にもその様な道路・水路等が存在しているので、県においても同様の土地等があるものと推察される。従って、当委員会ですのような土地等が存在するのか否か、また、存在するのであればデータの開示を求めることを検討していきたい。

結 論

静岡県行政書士会道路内民地プロジェクトチームとしましても、県との当該業務委託契約を目指し、今後とも積極的な推進活動を行っていく所存であります。

テーマ3 建設行政への要望事項について

① 公共工事発注の際の工事業種の明確化について

懇談の要旨

静岡県行政書士会は、平成7年度より静岡県より経営事項審査（以下経審という）の事前審査業務を受託しています。経審で県担当者は、申請者に工事業種の明確化を指導し、時には修正を求めることもあります。ところが県発注工事においては経審で求められる工事種別に沿ったものとなっていない場合もあります。例えば、土木一式工事であれば、本来総合的企画、指導、調整のもとに行われる大規模工事が土木一式工事ですが、小規模な単独工事（専門工事）である、とび・土工工事を土木一式工事の業種で発注し

経審で混乱を招くケースもあります。少なくとも県が発注する工事は、県が行う経審の審査に耐えうる工事業種での発注を要望する次第です。

回答・意見

永年の問題である工事種別の範囲の明確化の要望であると思うが、現実的な問題として発注者側の立場に立てば、部署ごとの工種の解釈が異なっているのではないかと。また、中小建設業者から見れば、小規模な工事のみの請負であれば市町村への入札参加希望業種の実績が0円となってしまう。建設業委員会としては、中小建設業者の立場に立って県に対して工事業種の明確化を働きかけて参りたい。なお、余談ではあるが、県職員は多くの工事現場の視察に行き現状を把握してもらいたい。

結 論

この問題もテーマ1で記述したとおり、行政書士会と県との間でワーキンググループを設けて、共により良い知恵を出し合い改善する事がベストだと考えます。

② 入札における総合評価方式の見直しについて

懇談の要旨

総合評価方式とは、県発注の工事で入札金額だけで落札業者が決定するのではなく、他の福利厚生や社会性などを総合的に判断して落札業者を決定するものです。総合評価方式の評価項目には、中小建設業者には会社経営上不要と思われるものもあり、この方式だと中小建設業者には不利に働くことが多く、企業努力により最低価格を積算した建設業者が報われるような入札方式の改善を要望する次第です。

回答・意見

総合評価方式とは何か、もう少し詳しく調べてみないと一概には言えないが、大手建設業者が有利になる方式のように思われる。Aランク業者が選択によりBランクに入ることはできないのか。行政書士会としての立場で、中小建設業が不利にならないような入札方式の提案をしてみたらどうか。

結 論

総合評価方式の導入は、低価格入札・指名入札の弊害を改善するために行ったが、結果的には、中小建設業者が不利になる弊害を招いている。引き続き、中小建設業者が不利益を蒙らないよう改善を要望していく所存です。

第7分科会報告書

日 時 平成26年9月25日(木) 午後2時00分～午後4時50分
場 所 ホテルセンチュリー静岡4階「クリスタルルーム」
出席者 静岡県議会文教警察委員会

委員長 小野達也議員（伊東市）
副委員長 野崎正蔵議員（磐田市）
委 員 良知淳行議員（焼津市）、落合楨悟議員（藤枝市）

静岡県行政書士会

座 長 佐野一憲常任理事（富士宮）
サ ブ 鈴木市代副会長（中遠）
書 記 高本良一理事（富士）
正副支部長 進士和典（伊東）、石井康一（伊東）、芹澤光春（御殿場）、黒田 忍（静岡）、
安田正晃（中遠）、尾畑裕史（西遠）
委員会 中山誠理事（掛川）、藤井正春理事（伊東兼）

報告事項

テーマ1 車庫証明受付業務における行政サービスについて

懇談の要旨

各警察の窓口で処理期間が年々遅くなっている。近隣県と比較しても1日から3日の差が出ている。軽自動車の届出も、当初即日交付の予定だったが、現在は普通車と同じ処理期間となっている。県民の利便性を考え、1日でも早い交付をお願いしたい。

回答・意見

現在県下の申請のうち70.2%が3日で交付している。3.8%は、不備等があり、1週間程度掛かっている。県民の希望も早い許可を求めていると思うので、委員会の議題に載せる。

結 論

全ての申請者が、取り扱いのばらつきにより、不利益を被らないよう引き続き、静岡県議会文教警察委員会のお力添えを頂き、継続して、改善に取り組んでいきたい。

テーマ2 生活安全課への提出書類における代理権について

懇談の要旨

代理申請をした場合でも「本人との面談」を求める署があれば求めない署もあり、取り扱いが各署の担当者ごとに異なっている。また、書類の不備が無いにも関わらず標準処理期間を過ぎても許可が下りないことがある。代理権の範囲を明確にするためにも生活安全課との協議を行います。申請者の利便のためにお力添えをお願いしたい。

回答・意見

昨年、古物の申請が749件、金属くずの申請が63件出ている。不備等が無いにも関わらず、標準処理期間を過ぎている様では、申請者が不利益を被る事は明白。はっきりとしたルールの確認は必要。

結 論

全ての申請者が、取り扱いのばらつきにより、不利益を被らないよう引き続き、静岡県議会文教警察委員会のお力添えを頂き、継続して、改善に取り組んでいきたい。

テーマ3 高等学校等への出前講座実施の拡大について

懇談の要旨

出前講座は、行政書士が取扱う業務が多岐に亘っていることから、学生の皆さんが今後必要と思われる法律知識を解りやすく解説して、行政書士制度の普及を目的としている。実施した学校からは、引き続き講座実施を求められた。この様な取り組みを全県下に拡大させたいのでお力添えをいただきたい。

回答・意見

学校側の教育計画の面からも、会から積極的に直接学校に伝える方法も有るのではないかと。素晴らしい取り組みなので、教育委員会に、どの様な形で普及できるか掛け合う。

結 論

行政書士制度の普及は勿論のこと、社会貢献事業としても継続して事業を展開する。

—平成26年度 行政書士試験の実施報告—

試験実施日：平成26年11月9日 日曜日

試験会場：日本大学国際関係学部三島駅北校舎

行政書士試験は、昨年同様日本大学国際関係学部三島駅北校舎に於いて実施されました。

静岡県行政書士会が、平成12年度より一般社団法人行政書士試験研究センターから、行政書士試験事務を受託して以来15回目になります。

今年度の静岡会場での試験申込者数は1,396名、受

験者数は1,121名であり、年々試験申込者数の減少が続いています。

行政書士試験実施にあたり、試験実行グループによる会場視察や資料づくり及び事前説明会（10月18日土曜日）等の周到的な準備と会員127名のサポートにより、試験当日は混乱することなく、予定より早く試験事務を終了することが出来ました。

尚、合格発表は来年1月26日の午前9時に公示される予定です。



事前説明会



会場下見



試験室の様子



解答用紙確認作業

平成26年度

行政書士制度広報月間実施報告

I. 電話無料相談

| | | | |
|--------------|--|-----------|--------|
| 日時・場所等 | 日時 | 場所 | 回答スタッフ |
| | 10月1日、2日、3日 10時から16時 | 静岡県行政書士会館 | 11名 |
| 告知方法 実施方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオスポット広告（有料及び無料） ・SBSラジオ番組に副会長が出演し、行政書士制度及び行政書士業務をPR ・ホームページに掲載 ・19支部が行う無料相談会については、自治体の広報誌でPR | | |

II. 対面無料相談

| | | |
|------|---------------|--|
| 実施概要 | 日時 | 内容 / 場所 |
| | 10月1日から10月31日 | 静岡県内33ヶ所 19支部が公的施設に無料相談所を設置し、無料相談会を実施 |

III. 広報月間中に行った無料相談における項目別相談件数

| 項目 相談件数 | 権利義務・事実証明 | | | | | | | 許認可関係 | | | | | | | | |
|------------|-----------|------|------------|-------|------|------|-----|-------|-------|------|------|------|-------|------|-----|----|
| | 遺言・相続 | 各種契約 | 明定・記帳・内容証明 | 不動産関係 | 戸籍関係 | 知的財産 | その他 | 合計 | 建設・風営 | 法人設立 | 土地開発 | 農地転用 | 自動車関係 | 入管関係 | その他 | 合計 |
| 電話相談 | 18 | | | | | | 2 | 20 | | | | 2 | | 2 | | 4 |
| 対面相談 | 73 | | 1 | | 1 | | 29 | 104 | 9 | 11 | 10 | 21 | 8 | 17 | 9 | 85 |

IV. 広報月間中に行ったPR活動（無料相談も含む）

| 無料相談・グッズ関係 | 会場設置数または配布数 | | 単位会 事務局 | 支部 事務所 | 公的 施設 | 駅 店頭 | 会員 事務所 | その他 | その他の事例 | |
|------------|----------------|-----------|--|-------------------------|----------|---------|-----------|-----|--------|--|
| | イベント、グッズ | 電話無料相談会場数 | | | | | | | | |
| | | 1 | | | | | | | メモ帳 | |
| | 対面無料相談会場数 | | | | 38 | | | | | |
| | ポスター（日行連作製）配布 | | | | 878 | | 1,553 | | | |
| | チラシ配布 | | | | | | | | | |
| | その他のPRグッズ配布 | | | | 1,230 | | 990 | | | |
| 媒体活用関係 | 媒体 | | 件数 | 活用した新聞、テレビ、ラジオ及び配布物の具体例 | | | | | | |
| | 自治体広報誌 | | 34 | 自治体広報誌及び回覧等で各地の無料相談会を広報 | | | | | | |
| | 新聞 | 広告 | 1 | 静岡新聞 | | | | | | |
| | | 報道 | | | | | | | | |
| | テレビ | 広告 | 7 | テレビスポットCM | | | | | | |
| | | 報道 | 1 | SBS静岡放送の番組に副会長が出席して広報 | | | | | | |
| ラジオ | 広告 | 22 | ラジオスポットCM | | | | | | | |
| | 報道 | 1 | SBS静岡放送の番組に副会長が出席して広報 | | | | | | | |
| | その他の配付物（種類・部数） | | Beside vol.10、11、12、13 各1,230冊 | | | | | | | |
| その他の広報活動 | 社会貢献 | | ADR | | | | | | | |
| | 成年後見 | | 静岡市葵区役所に於いて、10月1日及び10月2日に一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター静岡支部と共催し無料相談会を実施した。 | | | | | | | |

平成27年静岡県行政書士会賀詞交歓会

日時 平成27年1月23日(金)

場所 ホテルアソシア静岡ターミナル3階「駿府」

平成27年静岡県行政書士会賀詞交歓会は、ホテルアソシア静岡ターミナル3階「駿府」に於いて、当会の顧問国会議員及び県会議員の皆様や各友好団体の皆様をお招きし、盛大に開催いたしました。



日本行政書士会連合会・日本行政書士政治連盟賀詞交歓会

日時 平成27年1月16日(金) 12:00~13:30

場所 ANAインターコンチネンタルホテル東京地下1階「プロミネンス」

日行連・日政連賀詞交歓会がANAインターコンチネンタルホテル東京地下1階「プロミネンス」に於いて、高市早苗総務大臣、野田毅自由民主党行政書士制度推進議員連盟会長他多数の顧問国会議員の皆様が出席され盛大に開催されました。

又、賀詞交歓会に先立ち副会長及び常任理事により、静岡県選出の顧問国会議員の表敬訪問を行いました。



日本行政書士会連合会臨時総会

日時 平成26年12月3日 午前10時30分から
場所 ホテルオークラ東京別館

行政書士法の一部を改正する法律（平成26年6月27日法律第89号）が成立したことを受けて、法改正の内容を踏まえ、特定行政書士になるための研修に関する

規定、特定行政書士の付記に関する規定の新設並びに関係規定の整備による日行連会則の一部改正のための臨時総会が開催され、満場一致により以下の議案が承認されました。

尚、静岡行政書士会からは副会長及び常任理事が代議員として出席しました。

第1号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正

日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）

【改正の理由】

第186回通常国会において、行政書士法の一部を改正する法律（平成26年6月27日・法律第89号。以下「改正法」という。）が成立したことを受けて、日行連会則についても、改正法の内容を踏まえ、特定行政書士になるための研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）に関する規定、特定行政書士の付記に関する規定を新設するなど、関係規定を整備する。

(1) 第3条第六号、第62条の2第2項、第62条の3（特定行政書士法定研修）

改正法第1条の3第1項に規定する特定行政書士法定研修について、会則第3条第六号において当会の事業として明記するとともに、会則第62条の2第2項及び第62条の3に特定行政書士法定研修に関する規定を追加する。

(2) 第39条第2項第九号、第44条の2、第53条（特定行政書士の付記）

会則第44条の2を新設し、特定行政書士の付記及び付記の通知について規定する。また、付記については行政書士名簿の記載事項として第39条第2項第九号に規定し、あわせて第53条に列挙されている登録に関する事項に特定行政書士の付記を追加する。

日本行政書士会連合会会則の一部を次のように改正する。

第3条第六号中「行政書士の」を「行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第1条の3第2項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）その他の行政書士の」に改め、同条第十号中「行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第39条第2項第八号の次に次の一号を加える。

九 特定行政書士法定研修の課程を修了した者については、特定行政書士である旨及び修了年月日

第44条の次に次の一条を加える。

（特定行政書士の付記）

第44条の2 本会は、行政書士が特定行政書士法定研修の課程を修了したときは、遅滞なく、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならない。

2 本会は、特定行政書士である旨の付記をした者であってその後に登録を抹消したものから、再度登録の申請があり、行政書士名簿に登録したときは、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならない。

3 本会は、前2項の規定により行政書士名簿に付記をしたときは、その旨を当該行政書士に書面により通知しなければならない。

第53条中「手続」の下に「、特定行政書士の付記」を加える。

第 62 条の 2 に次の一項を加える。

- 2 行政書士は、特定行政書士となろうとする場合には、特定行政書士法定研修の課程を修了しなければならない。

第 62 条の 3 第 1 項中「行政書士の資質の向上を図るため、必要な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 行政書士に対する資質の向上を図るために必要な研修
- 二 特定行政書士となろうとする行政書士に対する特定行政書士法定研修

第 62 条の 3 第 2 項中「研修の」を「前項のほか第 1 項各号に掲げる研修の」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の一項を加える。

- 2 前項第二号の研修は、法第 1 条の 3 第 1 項第二号に規定する業務（以下この項において「行政不服申立手続代理業務」という。）を行うのに必要な学識及び実務能力に関するものとして、次に掲げる事項について、講義及び事例研究並びに考査により行うものとする。

- 一 行政不服申立てに関する法令及び実務に関すること。
- 二 行政不服申立手続代理業務に携わる者としての倫理に関すること。
- 三 その他行政不服申立手続代理業務に関し必要な事項

附 則

この会則は、認可の日から施行する。

日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）
新旧対照条文

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(事業)</p> <p>第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>一～五 <略></p> <p>六 <u>行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号。以下「法」という。）第 1 条の 3 第 2 項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）その他の行政書士の研修に関すること。</u></p> <p>七～十 <略></p> <p>十一 <u>法第 4 条第 1 項の規定に基づき指定試験機関が行う試験事務への協力に関すること。</u></p> | <p>(事業)</p> <p>第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>一～五 <略></p> <p>六 <u>行政書士の研修に関すること。</u></p> <p>七～十 <略></p> <p>十一 <u>行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき指定試験機関が行う試験事務への協力に関すること。</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>十二 <略></p> <p>(行政書士名簿に登録すべき事項等)</p> <p>第 39 条 行政書士名簿には、次の各号に掲げる事項を登録する。</p> <p>一～八 <略></p> <p>2 行政書士名簿には、前項の登録事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>一～八 <略></p> <p><u>九 特定行政書士法定研修の課程を修了した者については、特定行政書士である旨及び修了年月日</u></p> <p>3 <略></p> <p>(特定行政書士の付記)</p> <p><u>第 44 条の 2 本会は、行政書士が特定行政書士法定研修の課程を修了したときは、遅滞なく、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならない。</u></p> <p><u>2 本会は、特定行政書士である旨の付記をした者であってその後に登録を抹消したものから、再度登録の申請があり、行政書士名簿に登録したときは、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならない。</u></p> <p><u>3 本会は、前 2 項の規定により行政書士名簿に付記をしたときは、その旨を当該行政書士に書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(登録等の細目)</p> <p>第 53 条 第 38 条から前条までに規定するもののほか、登録の手続、<u>特定行政書士の付記</u>、登録の取消し並びに抹消及び抹消の留保、行政書士名簿、行政書士登録証、行政書士証票その他登録に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(行政書士の研修)</p> <p>第 62 条の 2 行政書士は、本会及び所属する</p> | <p>十二 <略></p> <p>(行政書士名簿に登録すべき事項等)</p> <p>第 39 条 行政書士名簿には、次の各号に掲げる事項を登録する。</p> <p>一～八 <略></p> <p>2 行政書士名簿には、前項の登録事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>一～八 <略></p> <p>[新設]</p> <p>3 <略></p> <p>[新設]</p> <p>(登録等の細目)</p> <p>第 53 条 第 38 条から前条までに規定するもののほか、登録の手続、登録の取消し並びに抹消及び抹消の留保、行政書士名簿、行政書士登録証、行政書士証票その他登録に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(行政書士の研修)</p> <p>第 62 条の 2 行政書士は、本会及び所属する</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>単位会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。</p> <p><u>2 行政書士は、特定行政書士となろうとする場合には、特定行政書士法定研修の課程を修了しなければならない。</u></p> <p>(研修事業)</p> <p>第 62 条の 3 本会は、次に掲げる研修に関する施策を行う。</p> <p><u>一 行政書士に対する資質の向上を図るために必要な研修</u></p> <p><u>二 特定行政書士となろうとする行政書士に対する特定行政書士法定研修</u></p> <p><u>2 前項第二号の研修は、法第 1 条の 3 第 1 項第二号に規定する業務（以下この項において「行政不服申立手続代理業務」という。）を行うのに必要な学識及び実務能力に関するものとして、次に掲げる事項について、講義及び事例研究並びに考査により行うものとする。</u></p> <p><u>一 行政不服申立てに関する法令及び実務に関すること。</u></p> <p><u>二 行政不服申立手続代理業務に携わる者としての倫理に関すること。</u></p> <p><u>三 その他行政不服申立手続代理業務に関し必要な事項</u></p> <p>3 前項のほか第 1 項各号に掲げる研修の内容及び実施に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>単位会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>(研修事業)</p> <p>第 62 条の 3 本会は、<u>行政書士の資質の向上を図るため、必要な研修に関する施策を行う。</u></p> <p>[新設]</p> <p>2 研修の内容及び実施に関し必要な事項は、規則で定める。</p> |
|---|---|

以上

第2号議案 改正行政書士法対応に係る費用の支出について

改正行政書士法対応に係る費用の支出について（案）

行政書士法の一部を改正する法律（平成26年6月27日・法律第89号）が成立し、平成26年12月27日より施行されることを受け、速やかに特定行政書士を輩出し、国民の負託に応えるべく、平成27年度定時総会における平成27年度事業計画及び予算案の承認に先立つ、平成27年4月から6月までの間に、特定行政書士に係る研修準備及び特定行政書士の行政書士名簿への付記に対応するための登録システム再構築に必要な支出を行うことについて、以下のとおり臨時総会の承認を求めます。

1. 特定行政書士法定研修に係る準備費用の支出について

【理由】

今般の法改正により、本会は特定行政書士に係る制度を構築するとともに、特定行政書士になるために必要な研修の実施について、早急な対応が求められている。これまで改正行政書士法対応委員会において、当該制度の概要及び研修の仕組み等を検討してきたが、平成27年度中の実施に向け、より具体的な準備を整える段階に至った。

については、研修DVD作成等に係る費用及び研修会場確保に係る費用等、特定行政書士法定研修に係る準備費用について前倒しして支出したい。

【金額】

特定行政書士法定研修に係る準備費用として、9,000万円

【原資】

将来、独立した機関とすることも視野に、その運営に充てるため特定預金としていた中央研修所運営基金（総額1億円）のうち、9,000万円を取り崩して特定行政書士法定研修の事前準備に必要な額を流用するものとする。

2. 日行連登録システム再構築に係る一部費用の支出について

【理由】

行政書士が特定行政書士法定研修を修了したときには、行政書士の登録に特定行政書士である旨を付記することとなり、行政書士名簿への付記に対応するための日行連登録システムの一部改修が必要となる。本来であれば、現行システムに付記機能を追加する形で改修を行えば済むところではあるが、現行システムは、実に12年以上もの間、抜

本的な見直しが図られず、度重なる機能の修正と追加を繰り返した結果、これ以上の改修に耐え切れないほど著しく老朽化が進んでいる。

については、この際に、特定行政書士付記に係る機能追加も含めた日行連登録システムの再構築の準備を進めるため、必要な費用の一部について前倒しして支出したい。

【金額】

登録システム再構築に係る仕掛かり費用として、2,000万円

【原資】

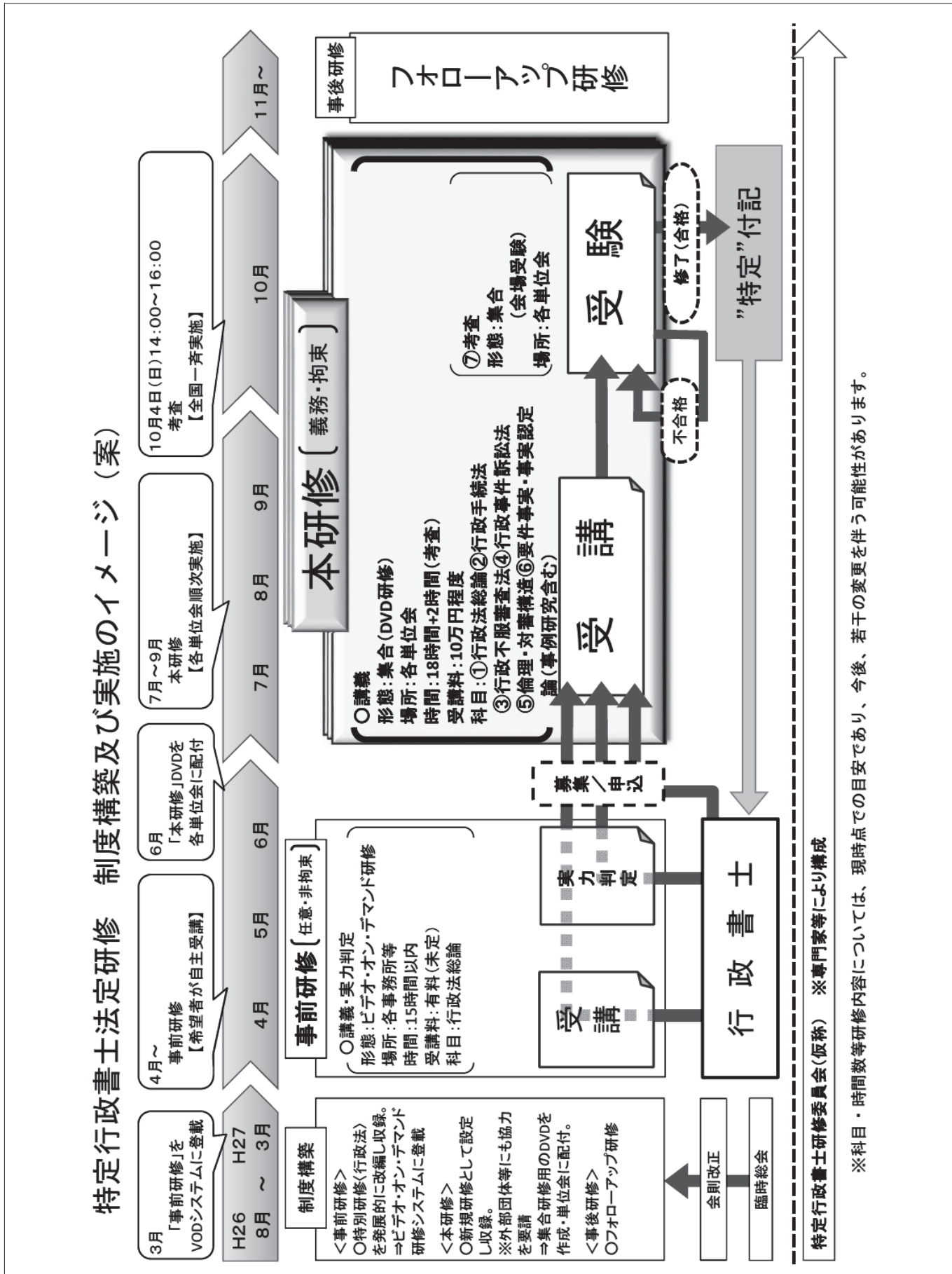
平成26年度事業計画及び予算により積み立てた登録管理システム再構築特定預金について、平成27年4月以降に取り崩し、仕掛かり費用として必要な額に充てる。

<参考資料>

- 特定行政書士法定研修制度構築及び実施のイメージ（案）
- 特定行政書士法定研修プログラム（案）
- 改正行政書士法対応に係る費用支出のイメージ（案）
- 特定行政書士法定研修準備費用（案）

以上

特定行政書士法定研修 制度構築及び実施のイメージ (案)



特定行政書士法定研修プログラム（案）

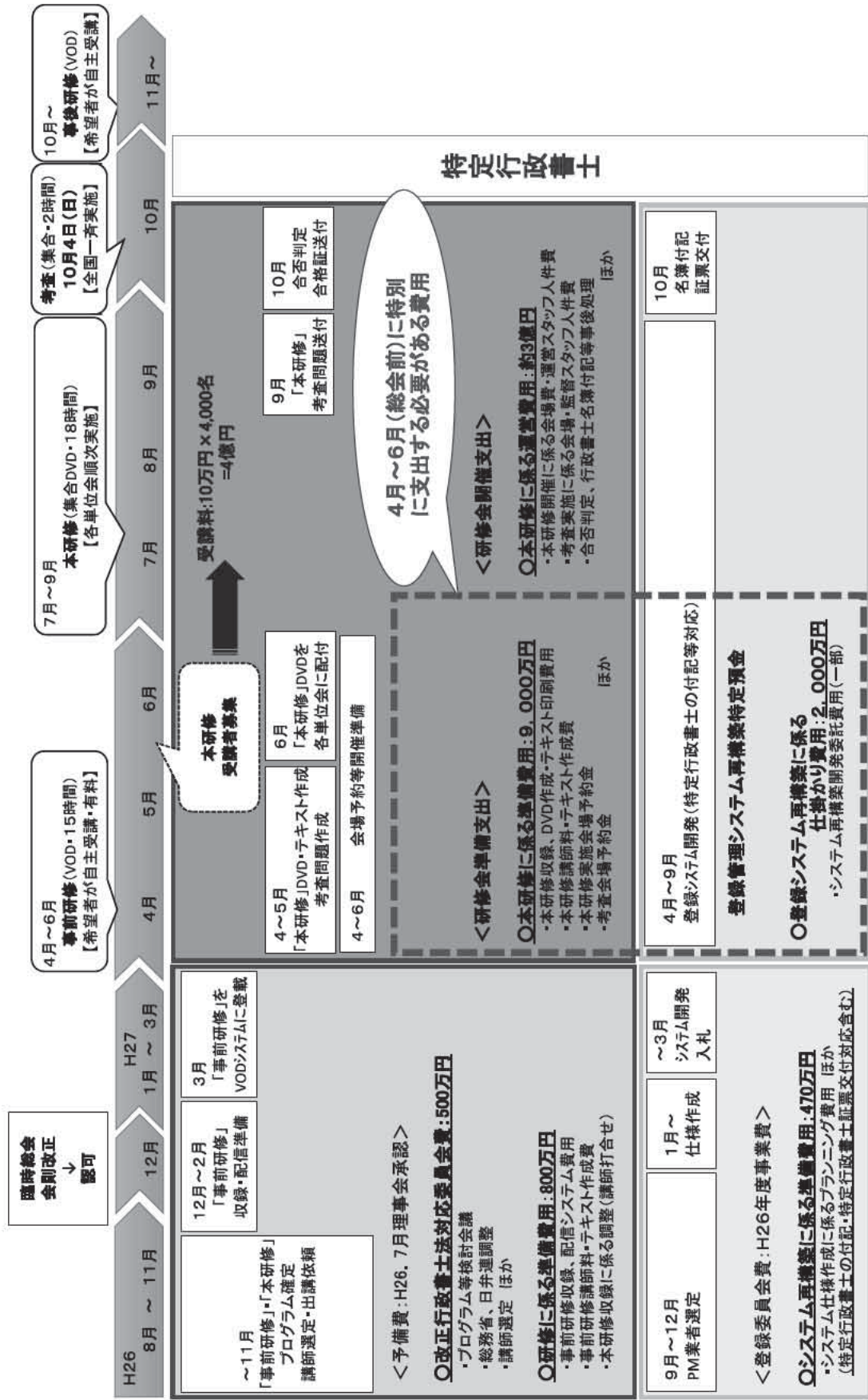
●法定研修（DVD 研修）

| | 科目 | 時間 | 講師 |
|---|--|-----------------------|---------|
| 1 | 行政法総論 | 1.5 時間 (90 分×1 コマ) | 学識者 |
| 2 | 行政手続法 | 1.5 時間 (90 分×1 コマ) | 総務省 |
| 3 | 行政不服審査法 | 7.5 時間 (90 分×5 コマ) | 総務省・学識者 |
| 4 | 行政事件訴訟法 | 1.5 時間 (90 分×1 コマ) | 学識者 |
| 5 | 倫理・対審構造 | 3 時間 (90 分×2 コマ) | 弁護士 |
| 6 | 要件事実・事実認定論（事例研究含む） | 3 時間 (90 分×2 コマ) | 弁護士 |
| 7 | 考査（会場受験） ※10月4日（日）14:00～16:00 ※各単位会が指定する会場にて全国一斉実施 | 2 時間 (120 分) | |

合計：20 時間

※上記プログラム案については、現時点でのおおよその目安を示したものであり、今後、議論の深化により、若干の内容変更を伴う可能性があります。

改正行政書士法対応に係る費用支出のイメージ (案)



※科目・時間数等研修内容については、現時点での目安であり、今後、若干の変更を伴う可能性があります。

活動報告

講習会・研修会

農地土木固有地払下等の講習会

日時 平成26年10月14日(火)自13時30分至17時00分
 場所 もくせい会館
 内容 (1) 固有地とは
 (2) 境界確定申請について
 (3) 売払申請手続について
 (4) 時効申請手続について
 (5) 固有地の最近の動向
 講師 東海財務局静岡財務事務所管財課
 山本管理官様、川澄管理官様、
 西尾管理官様、岡田管理官様
 受講者数 96名

ADR手続実施者認定講習会

日時 平成26年10月22日(水)自13時30分至16時00分
 場所 本会3階
 内容 (1) ADRとコンプライアンス
 (2) 個人情報保護
 (3) 行政書士調停人の除斥等について
 講師 月見里副会長、濱名委員、福島委員、
 中村委員
 受講者数 16名

著作権を意識した契約書の作成講習会

日時 平成26年10月23日(木)自13時30分至16時40分
 場所 シズウェル101会議室
 内容 (1) 行政書士業務と著作権の関わり
 (2) 実務における契約書作成のイロハ
 (3) 著作権法改正についての概要説明
 講師 我妻和男会員
 受講者数 40名



建設業委員会第2回業務講習会

日時 平成26年10月27日(月)自13時30分至17時00分
 場所 山口駅前ビル 6階会議室D
 内容 (1) 建設労働者確保育成助成金について
 (2) 行政書士業務におけるコンプライアンス及び暴力団排除対策について
 (3) 平成27・28年度静岡県建設工事入札参加資格申請について
 講師 静岡県労働局職業安定部職業対策課
 雇用開発主任 勝又賢雄様
 静岡県交通基盤部建設支援局建設業課指導
 契約班 主事 丹治加奈絵様
 静岡県行政書士会個人情報グループ
 堤京一委員
 受講者数 88名



古物営業に関する業務講習会

日時 平成26年11月20日(木)自13時30分至16時30分
 場所 もくせい会館2階 第1会議室
 内容 (1) 古物営業の現状と問題点等について
 (2) 申請書類の作成及び届出時の注意事項
 (3) 古物営業許可申請書類(法人)の作成
 要領と書類作成上の留意事項
 講師 静岡県警察本部生活安全部保安課係長
 増田卓馬様
 静岡県行政書士会風俗保健委員会
 末光一隆委員
 受講者数 40名



国際業務講習会

日時 平成26年11月27日(木)自13時30分至16時30分
場所 「もくせい会館」2階 第1会議室
内容 (1) 平成27年の入管法改正及び申請取次上の留意点等について
(2) 帰化申請及び国籍取得について
講師 名古屋入国管理局審査管理部門統括審査官 水口卓馬様
静岡地方法務局戸籍課課長 曾我高佳様
受講者数 57名



中小企業支援のための研究会（第7回）

日時 平成26年12月18日(木)自13時30分至17時00分
場所 シズウェル103会議室
内容 (1) 中小企業支援を行う、行政書士の立ち位置
(2) サービス残業問題
(3) 中小企業支援のための研究会まとめ
講師 渥美尚人会員
受講者数 20名

出前講座

公教育出前講座G

平成24年12月24日 静岡産業大学において同大学冠講座に関する覚書を締結。

出席者 静岡産業大学情報学部
学部長 川口順功教授
五条義人統括部長
緒方博幸理事

覚書締結には緒方博幸理事の多大な協力がありました。



投稿

JA年金友の会ツアー

(富士宮支部 保坂 昭秀)

♪アア 嫌になっちゃった。驚いた♪

漫談コメディアン故牧伸二のウクレレ漫談冒頭から元気がない話ながら、一部の顧客からネチネチ報酬値引要請、または長期支払い遅延があると、気分がスッキリしない。次は理由をつけて断りたくなるが、昨今の様な不況下、新規顧客獲得の困難さを考えると、ピシリ線を引く事も決断できない。こんな精神的苦痛は赤提灯で憂さを晴らすか気分転換に旅行するしかない。

支払遅延の客にはうんざり、次は断ろうかと悩むときがある。さて、度々請求した顧客からようやく三カ月遅れの報酬支払いを受けたので、知人の勧誘もありJA年金友の会ツアーに参加した。

旅先はフラガールで有名なスパリゾート・ハワイアンズ(旧常磐ハワイアンセンター)。第一の人生時(二十数年前)永年勤続褒章による一週間の休暇を貰い、ハワイ旅行、本場のポリネシア文化センターでフラダンス・ショウを鑑賞した事もあり珍しい体験でもなかったが、人種混合フラガールと若い美人日本人女性フラガールのステージではやや感触が異なった。

旅行での一番インパクトが強かったのは美空ひばりのヒット曲『乱れ髪』で知られる『塩屋の岬』。打寄せる太平洋の荒波、浜辺の売店で耳にした東北地震の大津波の跡、防波堤の復興工事中状況、また売店には被害状況写真と共に義援金提供者の名前が掲示されており、全国の人々の善意には心暖まる思いがした。ニュース等によると外国では災害時、暴徒・窃盗犯が続出し、警官隊が鎮圧に出動するのが報じられ、ボランティア外国人は日本人の正義感、協調精神にはビックリとマスコミは報じている。

ツアー参加者百数十人、いずれも年金受給の高齢者

グループ、貸切りバス四台の集団。海岸沿いの津波防止のための防波堤工事は真最中、再度津波の災害を受けないよう願わずにはいられなかった。

これからが本論。

♪髪の乱れに手をやれば…♪憎や恋いしや塩屋の岬…イメージからすれば恋に破局した若い女性がモデル。打ち寄せる荒波を見ながら作詞した星野哲郎、灯台をバックに只カメラを向ける私の様な凡人と頭脳はどうして格差が存在するのか?また『別れの一本杉』の作曲で有名、時折ギターを抱えてテレビ出演する有名作曲家船村徹の名コンビでは、さすがの美空ひばりも緊張の連続だっただろう。

最近カラオケ・ブームで愛好家のレベルがアップしている、自称達人が日曜日NHK『のど自慢』で実力発揮し、合否判定に審査員を悩ませている事も推測される。

有名な作詞家・作曲家は物事を見聞するにつけ、心に残る興味を持った事を頭脳にメモリーするのだろうか?

テレビのスイッチ・オン、五木ひろしを売り出した有名作詞家山口洋子の訃報を報じている。才能もないのに珍しがり屋の私、募集作詞を夢みて、今宵も戸棚のジョニ黒の誘惑と闘いつつ、原稿用紙に向合っていたところ、五歳の孫は興味津々「じいじ、何書いているの?」

「お歌を作っているんだよ。」

「フーン。じいじ、昔学校で音楽の勉強が出来なかったから、今、歳取って勉強しているの?」

「ギャフン!」

—— 塾通い 実力知らず 親の見栄 ——

本能寺異聞

(静岡支部 佐藤 吉男)

(一) 光秀の怨恨と野望

信長は天下を欲しかった。光秀もまた天下を欲しかった。光秀にこっそり加担したのは家康。光秀の愛宕山での苦悩は、信長打倒後の天下経営の苦悩。光秀のライバルは秀吉。秀吉も天下を欲しかった。光秀が高松の秀吉に援軍をだしても、秀吉の功労にはなっても、光秀自身の功労にはならなかった。信長は、秀勝を秀吉の養子として、後継者に据えた。信長は長宗我部元親に、その子・信親にいみな与えたとき「手柄しだいで四国を与える」といった。だが、信長は、前言を覆して元親に土佐、阿波だけしか与えなかった。光秀の重臣・斎藤利三は、長宗我部元親の舅。そのため信長の仕打ちに元親が怒り、信長に背くことになった。そこで信長は、信孝に丹羽長秀をつけて元親を成敗させた。

これは光秀の意向をまったく無視したもので、光秀は自らに暗雲が漂い始めた、と思った。光秀は、やがて自分も同じように信長に成敗されると危惧した。信長には寛容なところはまったく無く、他人の過失には冷酷で、敵対したものには徹底的にこれを追及するという性格があった。こうした信長の性格を知り尽くしていた光秀は、やむなく信長が光秀に刃を向ける前に、信長に刃を向けたのだ。

(二) 光秀の出自

光秀は土岐一族という名門の出身。酒をたしなまず女におぼれず、清廉潔癖。大永六年(1526)、十一月一日、明智城多羅砦(千畳敷砦)に生まれた。母は明智家を離縁されて若狭小浜へ。天文十二年(1543)、母と光秀は明智へ戻り、小見の方の夫・斎藤道三の元で修業。山岸家を訪ねて各地を遍歴。朝倉義景に招聘され、五百貫の土地を受領。永禄五年(1562)、武功により重用された。永禄八年(1565)、疱瘡を患い、山代温泉で治療。文人としても活躍し連歌会を開催。それから間もなく朝倉家を去り、織田信長に仕えた。

永禄九年(1566)、織田信長に出仕して以来、伊勢を平定、松永弾正の征伐、比叡山の焼討などに軍功があった。元亀二年(1571)、功労として坂本十八万石

を与えられ、天正三年(1575)、惟任(これとう)の姓を許された。

しかし、信長の性格と相反するものがあって、比叡山の焼討や快川和尚の焼殺は許すことはできなかった。

天正七年(1579)五月、光秀が波多野秀治を攻撃したとき、波多野氏は兄弟六人を人質として光秀に送った。そこで、光秀は、六人の生命を保証するために、その見返りとして波多野氏へ母を人質とし送った。その後、信長に波多野氏の人質六人を送った。ところが、信長はむごいことに波多野氏の降参が遅いことを理由にこれを惨殺。波多野氏はこの処置に怒り、報復として光秀の母を殺してしまった。光秀の心中は穏やかではなく、ますます信長に敵意を抱くようになった。

また、天正十年(1582)三月、武田氏征伐後に事件がおきた。斎藤利三は稲葉一鉄の家来で、妻は一鉄の姪であったが、一鉄が重用しなかったので、利三は怒って光秀に仕えた。一鉄は利三を取り戻そうとして信長に直訴。信長は利三を一鉄に返すようにせまったが、利三自身が一鉄に戻ることを拒否。光秀が信長に利三の固い決意を申し述べると、信長は光秀の髪の毛を掴み殴りつけた。光秀は顔面から血を流しながら耐え忍んだ。

これに対して、秀吉は身分こそ低かったが、信長にうまく取り入り、信長の息子秀勝を養子にもらうほどの処世の天才であった。そのため、信長はしだいに秀吉を重用し、光秀を疎んじるようになった。

さらに同年五月十五日、信長は徳川家康を安土城に招いて光秀を接待役にした。ところが、光秀の接待が立派過ぎるというので、即時接待役を解任して、光秀に秀吉が攻め倦んでいた高松城への救援を命じた。光秀は、不満ながらも坂本城へ帰った。

信長は、追い討ちをかけるようにして、青山与三を光秀のもとへ派遣した。青山は「丹波と坂本城を取り上げるが、石見、出雲を取ったら任す」という信長の意向を伝えた。林通勝、佐久間信盛、安藤伊賀守の例もあり、いよいよ、光秀は信長から領地没収の裁定を受けたと思った。京都愛宕山で考えあぐんだ光秀は、ついに信長を討つ決心をした。そして、これを家臣の

明智秀満、斉藤利三、妻木主計、藤田電吾らに伝えた。

(三) 本能寺の変

天正十年（1582）六月一日夜半、光秀は高松城攻撃に出兵と見せかけて、亀山城から一万三千の軍兵を引き連れて出発。京都西方老坂から突然進路を東へ変更し、桂川を渡って、本能寺を包囲した。時の声に信長は異変に気付き、森蘭丸に「是非に及ばぬ」と叫んだ。長谷川宗仁に「女どもを直ちに連れ出すように」と命じた。女ながら槍の使い手・お能の方は、しばらく奮闘していたが、山本三右衛門に槍で突かれて息絶えた。従兄・光秀謀反の報に信長の妻・濃姫は、驚きを隠せなかったが、信長の運命に従った。森蘭丸は、槍で安田国次と対決した。この間に信長は寝室で自害して果てた。享年四十九歳だった。やがて、本能寺から火の手が上がり、並川宗勝が信長の首級を上げた。だが、秀満は信長の首を光秀には渡さず、人知れず葬った。

光秀は、秀満の弟・明智光忠が攻撃していた二条城へ軍を進めた。信長の長男・信忠は二条城を守りながら自害して果てた。享年二十六歳だった。二条城も炎々と燃え盛った。斉藤新五郎も諸子兵助も二条城とともに運命をともした。信忠の子・後の岐阜城主・秀信は二条城を脱出して岐阜へ帰城し、清洲城へ移った。

(四) 山崎の合戦

天正十年（1582）六月三日の晩、高松城攻撃中の秀吉は、信長の死を聞いた。四日、秀吉は高松城主・清水宗治を切腹させ、毛利軍と和睦。このシナリオは秀吉と、もともと武田信重の遺児の安国寺恵瓊が描いたものだった。そうでなければ信長が死んだからといって急速和睦することはできない。秀吉は、和睦後、黒田官兵衛の進言もあって、五日午前二時、ただちに全軍を高松城から撤収。六日、沼城へ到着。備前福岡の渡りで、毛利に本能寺の変を通告。信長の死を知って、毛利は和睦を悔やんで、吉川元春・元長親子は秀吉を追撃しようとしたが、時すでに遅かった。秀吉は大雨疾風の中、姫路へ到着。この間約百キロ。急いでも三日はかかる距離。九日、尼ヶ崎へ。姫路から山崎までは約百キロ。こちらは四日かかっている。不思議な秀吉の強行軍である。大阪で織田信孝、丹羽長秀、池田信輝と合流。三万余の兵を従えて、京都へ向った。踵を返したこの秀吉の行動は、あまりに早すぎる。そのため秀吉こそ光秀に信長殺しの濡れ衣をさせた本能寺の変の首謀者であるといわれる由縁である。秀吉は光

秀が本能寺で決起することを予め予想して待機していたのではないか、という疑惑がある。

十三日、光秀はこの秀吉の俊敏な行動に驚きながらも、山崎にこれを迎え撃った。しかし、細川忠興、織田信澄の援軍は来なかった。明智秀満も安土城に釘付け。戦いは二時間で完敗。光秀は、敗戦の身で坂本城へ引き揚げる途中、京都伏見の小栗巢で百姓の竹槍に刺されて亡くなった。家康は堺で信長の死を聞き、伊賀を越えて岡崎へ帰ったが、その途中で、元武田家臣・穴山梅雪を一揆にかこつけて自死せしめた。その罪滅ぼしに家康は、後に信玄の娘・梅雪の妻・見性院を保科正之の乳母に登用した。甲斐にいた織田軍を討つために家康の東陣も深入りしすぎて光秀の援軍に駆けつけることができなかった。また、斉藤利三の磔死を聞き及んで、後に娘のお福を孫の家光の乳母に登用したと思われる。

かつて家康は、信長の命令で武田方に通じたとされた妻・築山御前を家臣の手によってやむなく殺し、息子・信康を二条城で切腹させざるを得なかった。堺に上洛を命じたのも信長。家康は、光秀蜂起の知らせに忸怩たる思いに浸った。家康は、光秀に代理戦争を託したようなものであった。そう考えると、家康の伊賀越えは、光秀打倒というよりも光秀に援軍を送ろうとした可能性がある。それを梅雪に知られなくなかったので邪魔者を消したのかもしれない。しかし、いずれにしる光秀打倒も援軍も時すでに遅く、秀吉に先を越されてしまった。

思うに光秀の謀反は、信長に対する正当防衛。信長を殺したのは信長。光秀を殺したのもまた信長であった。だが、それを演出したのは、ほかならぬ秀吉であった。そして、その秀吉を小牧・長久手の戦いで追い込んだのが家康であった。その後、家康は、信長の外交政策と秀吉の朝鮮出兵の失敗から学んで、国内を治めることに専念した。そして、徳川二百六十五年政権の礎を築いたのである。

(五) 春日の局の意地

春日の局。名は斉藤福。通称お福。天正七年（1579）の生まれ。父は明智光秀の重臣・斉藤利三。母は稲葉良通（一族）の姪・あん。お福四歳のとき、父・利三は明智光秀とともに織田信長を本能寺で討った。だが、光秀は秀吉に山崎の合戦で敗死。利三は六丈川原で磔死。母・あんはからくも亀山城を脱出。利三の妹の嫁ぎ先である長宗我部元親へ身を寄せた。だが、元親は

秀吉に降下してしまったので、斉藤姉妹は秀吉の光秀残党狩りの隙をつき、からくも朽木元綱にかくまわれて京都へ戻った。

文禄四年（1595）、お福は十四歳のとき、小早川秀秋に仕えていた稲葉正成に嫁いだ。関ヶ原の戦いで小早川秀秋は豊臣方を裏切り、徳川方勝利のきっかけをつくった。秀秋は宇喜多秀家のあとをうけて備前・備中・備後五十万石の大名となったが悶死によりこの世を去った。秀秋の家臣だった稲葉正成は、お福との夫婦仲を問い質されて、美濃国谷口へ身を潜めた。

お福は稲葉正成の家を出て、徳川家光の乳母となった。京都所司代・板倉勝重や民部卿局がとりなした。家康は光秀に援軍を出せずに利三を死なせてしまった

罪滅ぼしにお福を大奥に迎えて重用した。家光に献身的に尽くしたお福は、家康に直訴して、秀忠夫妻が寵愛していた忠長をさしおいて、家光を三代将軍に仕立てた。それは、信長殺しの戦犯だった光秀の家臣・斉藤利三の娘の意地でもあった。なお、お福は家康の側室で、家光は秀忠の子ではなく、家康自身の子であるというまことしやかな説もある。家光の「光」は光秀の「光」で、家康が土岐明智一族の存続の祈願をかなえたのだというのも、あながち嘘説だとはいきれない。

もっとも「天海は光秀のなりすまし」という大嘘説もあり、光秀無念の語り草となっている。

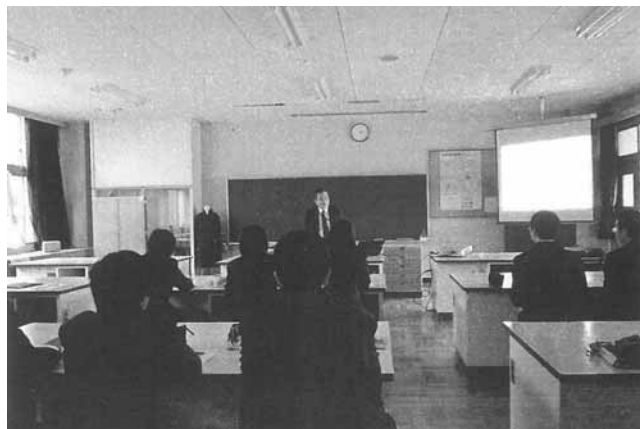
おわり

西高中等部著作権授業

(西遠支部 小淵 直行)

平成26年11月25日(火)県立浜松西高等学校中等部から「保護者・地域の方々と語る会」の講師の依頼を受け、「著作権って何？ルールを知れば安心・便利！」をテーマに中学生たちの身近な著作物であるアニメ漫画やライトノベル等を例に挙げながら、ネットの問題なども絡めた内容で50分の講義を行ってきました。

当日は、男女あわせて16名の生徒さん達の聴講があり、質問も活発にあり、更に終了後も学校を通じて2名の生徒さんから追加質問がありました。



掲 示 板

平成27年度定時総会

開催日時 平成27年 5月22日(金)
会 場 熱海後楽園ホテル
熱海市

2月22日は行政書士記念日です

無料電話相談を開催
受付電話番号 054-254-3003
時間 午前10時～午後4時

事務局の人事について

鈴木瑞枝さんが事務局長に

辞 令

鈴木 瑞枝
静岡県行政書士会 事務局長を命ずる
平成26年12月1日

裾野ジャーナル

12月25日(木) 第3844号 発行日/毎週火・木・土曜日 月12回発行 1部70円
発行所/〒416-0001 裾野市富沢 391-2 裾野ジャーナル編集部 ☎(993)9388-FAX(993)9390
2014年(平成26年)



協定書を取り交わす高村市長と市川副会長ら

東海地震等の大規模災害発生時に迅速な相談業務が行えるための備えに
市と県行政書士会が相談業務の支援に関する協定を締結
全国的には珍しい取り組みで「県内すべての市町と締結を」と意欲

市と静岡県行政書士会 本郷会長は「大規模災害発生時に迅速な相談業務の支援に関する協定を締結し、調印式がさる18日に市役所・市長応接室で開かれた。 県行政書士会は、阪神淡路大震災や東日本大震災等の被災者への相談業務を専門分野を活かした復興支援活動を展開、被災地で貸し出し提出する書類や権利義務および事務申請に関する相談多く寄せられたことを受け、県内の各市町と災害時における相談業務の支援に関する協定を結んで有事に備える取り組みを準備している。 今回の協定の締結は、東海地震等の大規模災害発生時に迅速な相談業務が行えるための備えとして同会が市に提案したことにより実現、この日の調印式には、同会の山本副会長や常任理事の山正道さん、裾野支部の大信昭支部長と佐藤直也副支部長が出席し、高村謙二市長と市川副会長がそれぞれ代表印して協定書を取り交わした。 協定の主な内容は、①行政書士法で規定された業務にある業務の被災者支援相談窓口の開設の県または市町への

協定書を取り交わす高村市長と市川副会長ら

とて、市の要請に基づいて被災者に対する無料相談業務を行う。 また、災害時に速やかな相談活動が行えるように平常時から準備や連携体制の構築に努めること、行政書士会だけで対応できない場合は関連団体に支援を求めることが可能となることなども規定している。 高村市長は同協定の締結を歓迎し「災害において少しでも早く市民の日常生活を取り戻すことが行政の責務で、今回の協定は大規模災害に対する市民の不安軽減につながるものとして、安心強く思う」と述べ、被災地で得た経験を活かした取り組みにも期待する意向を示した。 市川副会長は「東日本大震災の被災地では諸々の横断関係の証明書類や車おひきナンバープレート等の紛失などで様々な手続きが滞り、迅速な復興の妨げとなった。行政書士として何か役に立てることがないかを検討する中で県内の市町との協定を締結し活動を進めており、三十五市町のうち二十二市町と締結した。全国的には珍しい取り組みで、出来るだけ早く県内すべての市町と締結したい」と市民救済活動への意欲を示していた。

「夏の終わりに」

静岡県行政書士会 会長 岸本敏和

25・42・61何の数字であろうか？昨年暮れ、どうしても出席しなければならない会合があり、体調はまだ完全ではないが、無理を押し出席した。居合わせた旧知の方から「“Another World”から脱出しました？」と尋ねられ、思わずこの会長コラム（2014年11月号）を読んで戴いていたことに感謝する。

「未だ“Another World”からの脱出には成功していない。」ことを告げると、「ヤクドシだから、それが過ぎれば脱出できますよ。」とのこと。ヤクドシ？＝厄年のことであり、冒頭の数字は男性の厄年である。そしてその前後の歳が前厄、後厄となり、私の場合は後厄の年回り（数え年でかぞえる）である。今年の節分が過ぎれば、全ての厄は終わる。これまであまりそういうことは考えずに過ごして来た。迷信の類であろうと片付けていた。

調べてみると平安時代に確立された陰陽道（全ての物は、陰と陽から生ずるとする陰陽思想と、全ての物は、木・火・土・金・水からなる五行思想を組合せたものを基本とする学問＝私の頭ではよく判らないが・・・）の影響を受けて生まれたものとある。平安時代から千数百年続いてきたことから考えれば、あながち迷信だと片付ける訳にもいかななくなってくる。思い起こせば、25歳の時には腰の椎間板ヘルニア、42歳の時には虫垂炎の手術、そして今回はメニエール氏病である。

しかし、よく考えてみれば、25歳は社会人としてスタートを切ったばかりの頃、42歳は青年から中年への過渡期、そして私の年代は高齢者への入り口。それぞれ人生の節目が厄年になっている。人生を陸上競技400m走に喩えるなら、トラックの第4コーナーを回ったところというところか？いやいや何も400m走に喩えることはない。人生を春夏秋冬に喩えることだってある。人生を80年とするなら、20歳までが春、40歳までが夏、60歳までが秋、そしてそれ以降は冬になる。やっぱり

第4コーナーであるのか…？

しかし、以前にラジオで聞いたこんな話を思い出した。奈良・薬師寺の前管主の安田暎胤師のお話である。「人生を春夏秋冬に喩えるとする、芽生えの春は25歳くらいまで、働き盛りの夏は65歳まで、実りの秋は90歳まで、90歳以降は冬と考え120歳くらいで寿命は尽きる。」そういえば、人間の細胞分裂は、60回が限度でそれ以上は分裂しない。1回の分裂には2年くらいかかる細胞もあるので、そこから計算すると、寿命120歳という説も本で読んだことがある。中国では、60歳が還暦で120歳を大還暦ともいうことから、120歳寿命説も荒唐無稽な話ではあるまい。しかし、現実には120歳寿命説は難しいとしても、企業の定年が65歳に引き上げられていることから考えれば、65歳までが働き盛りとなり季節は夏であることになる。今年の誕生日がきて62歳となる私には、無駄な抵抗かもしれないが、第4コーナーや冬の季節と思うより、“夏の終わり”と考えた方が精神的によろしい。“Another World”から脱け出すことばかり考えず、“Another World”の中で、実りの秋に向かって“夏の終わり”を満喫することにしよう。

そして心の片隅で、節分が過ぎて春が来ることを希みつつ、“Another World”でも新年を迎えられたことに感謝する。今年一年のご厚誼をお願いして本年のご挨拶とする。

「何となく今年は良い事あるごとし 元日の朝 晴れて風なし」（啄木）

平成27年1月1日



つぶやき

今日は12月24日、世の中はクリスマスイブ。
むかし会社勤めをしていたとき、職場のA子が23日の帰り際、明日休暇をくださいと言ってきた。なかなか美人で聡明な彼女だが、思うところがあったのかあまり男性に興味がなかったらしい。その彼女にやっといブと一緒に過ごしたいと思うパートナーが現れたのかと喜び、即座にOKした。しかし、翌日そのことを職場で話すと、親友だというB子が、あのおしゃべりなA子にそんな彼が出来れば黙っている訳がない。その休暇はおかしいと言い張った。じゃあ、試しに夕方、家に電話をしてみよう（当時携帯電話などなかった。）ということになり、B子がかけてみると、案の定「もしもし〇〇です。」と彼女が電話口に出た。「あんた、この時間に家で何してるの！」・・・結局、この事件は「A子の見栄はり休暇」ということになり、その後しばらく皆の話題の種にされた。退職後、疎遠になったが年賀状だけはやりとりしている。去年まで姓は変わっていない。別に結婚に全ての幸せが集約されている訳でもないが、今夜、彼女はどんなイブを過ごしているのだろう。
小心亭愚図平

寒くなり、手先、足先が冷える季節になりました。寒い季節に手先や足先が冷えるのは、内臓の働きを低下を防ぐために身体の中心部の体温を維持することを優先することで起こる反応と言われています。

これと似た反応が緊張することによっても起こります。緊張すると身体は、（目前にライオンがいると勘違いして？）その場から、すぐに逃げ出せるよう手先や足先の毛細血管を収縮させ身体の中心部の大きな筋肉（太ももなど）に血液を優先して送り出すために、文字どおり手先や足先から「血の気が引いた」状態になり、その部位（手先や足先）の体温も低下してしまいます。

そんな時は、（逃げるのに重要なので体温の低下が起こらない）太ももの上に手のひらを置いて冷たくなってしまう手のひらを温めてやると緊張感がやわらぎ心臓のドキドキも収まり。心身ともにリラックスできるのだそうです。

面接や人前で話さなければならない時などいざという時に試してみてください。
炬燵で蜜柑

時々、中古レコード屋でレコードを漁っています。しかし、聞くのはもっぱらCD。そのため、「この作品、CDは持っていたけどレコードは持っていなかったよな。」と購入し、自宅に帰ってレコード棚を見るとそこには同じレコードが、ということが有る。こんな時は、自宅に帰り確認し、後日あらためて買いに行けば良いのだろうが。中古レコードの場合、この機会を逃すと次は何時お目に係れるか分からないため、ついつい購入してしまう。

これからも、自分の記憶力との戦いは続く。

如雲斎

平成27年、未年がスタートした。

私が証券会社で働いていた遙か昔から、、、年初の大発会の頃には、必ず干支に照らして、その年の株式相場を予想する格言が話題になる。

「辰巳天井、午尻下がり、未辛抱、申西騒ぐ、戌笑い、亥固まる、子は繁栄、丑つまづき、寅千里を走る、卯跳ねる」

つまり、今年は“辛抱する年”になるようだ。

しかし、人生50余年、ず〜っと様々な辛抱を強いられてきた私にとっては、思わず溜め息がでてしまう。

そうは云っても、開業して数年の下積み期（辛抱）を経て、何とか『行政書士』という生業を得た身としては、「辛抱の先には、きっと良いこともあるさ」と前向きに考えたい年の初めである。
羊男

編集後記

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

お正月に淡いピンク色の正月桜が花開き例年より寒い我が家の玄関を飾りました。これから始まる1年の希望を予感させました。山形の冬の生業、「啓扇桜」の促成栽培された正月桜、暮に蕾の状態が届いたもの。山形の花農家の試行錯誤、正月に美しく開花させることが出来たのです。40年以上前からの東北人の忍耐と粘り強い努力の結果です。今もこれからも「がんばろう東北！」。

今年が地震・異常気象災害のない穏やかな1年で有りますようにと祈ります。

昨年暮も押し詰まったところ静岡市葵区郊外にある「なかじま園」に行ってきました。

本会でもプロジェクトとして活発化している6次産業化で有名なイチゴ農家です。大きくて甘い「章姫」を栽培し、加工し、販売しています。少々高額のイチゴと花の舞酒造とのコラボレーション「ぶちしゅわイチゴ酒」を買い求めました。近くのテーブルでママ友達が口にしてるイチゴパフェが美味しそう。そこかしこで6次産業化が広まっていくのでしょうか。

会員の皆様にとりまして益々ご活躍の1年でありますようお願いしております。

優秀賞



「神輿渡御・木枯ノ森」

静岡支部 佐藤吉男 会員



「 静 寂 」

富士宮支部 佐野宜良 会員

入賞



「もみじの絨毯」

西遠支部 竹内一登 会員



「蓬萊橋」

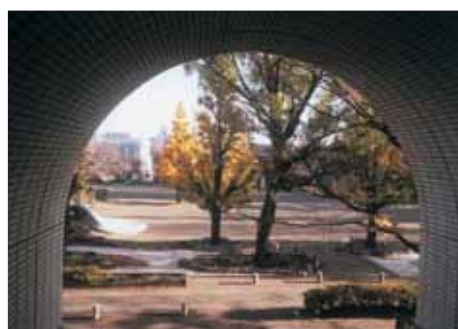
静岡支部 高桐正雄 会員



「秋晴れ」

伊東支部 石井康一 会員

佳作



「晩秋の公園」

静岡支部 池田慎吾 会員



「夕映え」

三島支部 永原喜世治 会員



「同報無線」

清水支部 古屋初男 会員



静岡県行政書士会

発行 静岡県行政書士会 会長 岸本敏和 編集 広報委員長 高林和子

〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番113号 TEL054-254-3003・254-3005 FAX054-254-9368

印刷 池田屋印刷株式会社 〒422-8058 静岡市駿河区中原746番の1 TEL054-285-8275 FAX054-284-2846

発行年月日 平成27年1月31日